藤沢市石名坂環境事業所維持管理計画

この維持管理計画は石名坂環境事業所においてごみの適正処理を行うため、一般廃棄物処理施設 (焼却施設)の維持管理の技術上の基準に基づき、維持管理を行うものです。 関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第4条の5

	維持管理の技術上の基準項目		維持管理の技術上の基準への対応
_	_	ごみ処理量	ごみの投入量をごみクレーンで計量し、中央監視装置にてごみ処理 能力を超過しないよう運転設定を適時確認する。
	イ	投入ごみの均一化	ごみピット内での貯留期間が長くならないようにごみクレーンで十 分撹拌し、均一化したごみを焼却炉へ投入する。
	口	ごみの投入	焼却炉へのごみの投入は、外気と遮断した状態となるようにごみ ホッパーレベルが一定以上になっていることを確認し、ごみ定量供給 機にて適正投入する。
	ハ	燃焼ガス温度	焼却炉内でのごみを自動制御により燃焼空気量、ごみ投入量を制御 し炉頂排ガス温度が常時850℃以上となるよう焼却する。
	Ξ	熱しゃく減量	焼却残渣の熱しゃく減量が0.5%以下となるよう焼却する。
	ホ	炉運転開始時の助燃	バーナにより燃焼室の温度が原則800℃以上になってからごみの投入を開始する。
	^	炉運転停止時の助燃	運転停止前にはバーナを使用し、燃焼室の温度が800℃以上を維持した状態で立ち下げる。ごみ供給終了後も30分程度バーナを使用し未燃分を完全燃焼し尽くす。
	1	燃焼ガス温度の測定	燃焼室排ガス温度を測定し連続記録計及び中央監視装置に記録す る。
	チ	集じん器入口温度	排ガス温度を集じん器前段にある排ガス冷却器(空冷式)により 200℃以下に冷却する。
	IJ	集じん器入口燃焼ガス温度 の測定	集じん器入口の排ガス温度を測定し連続記録計及び中央監視装置に 記録する。
	ヌ	ばいじん除去	廃熱ボイラ及び集じん器底部にたい積するばいじんをコンベアにより機器外部へ排出する。
	ル	CO濃度	自動燃焼制御により燃焼状態に適した空気を炉内に供給し、煙突から排出される排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるよう焼却する。
	ヲ	CO濃度の測定	排ガス中のCO、O₂濃度を連続分析計で測定し、連続記録計及び 中央監視装置に記録する。
	ワ	ダイオキシン類濃度	燃焼室の高温化、炉床緩慢燃焼、自動燃焼制御等により最適な燃焼になるようにし、ダイオキシン類濃度が1.0ng-TEQ/m³N以下となるよう焼却する。
	カ	ダイオキシン類濃度及び ばい煙濃度の測定	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度測定を年1回、 ばい煙濃度等を年2回以上、焼却炉ごとに測定し記録する。
	ヨ	大気汚染の防止	煙突から排出される排ガス成分の連続測定により得られた測定値を 監視し基準値、規制値を超えないように維持管理を行い、生活環境保 全上の支障が生じないようにする。
	ネ	ばいじんの加湿処理	除去され貯留したばいじんを場外に搬出する際は、灰加湿装置により十分に加湿し、飛散しない性状とする。

j	維持	管理の技術上の基準項目	維持管理の技術上の基準への対応
	フ	防火対策	消火栓・消火器等の消防設備を設置し、設備の点検及び防火訓練等 を実施して防災体制を取る。
+	_	ごみの飛散、悪臭対策	ごみピット搬入フロアー出入り口にエアカーテンを設置及び工場棟内を負圧に保ち、臭気が外部に漏洩しないようにする。
+	-	蚊、はえの発生防止	場内及び機器を定期的に清掃し、清潔を保持する。
+=	-	騒音、振動対策	異常な騒音、振動を発生させないように日常、定期点検により設備 の維持管理を図る。
十三	-	排水の水質基準	工場棟内で発生する工場系統排水は排水処理設備で処理し、焼却炉 冷却水として循環利用する他、公共下水道に放流する排水について は、pHを連続測定器で測定し記録し、月1回水質分析を行う。
十四	-	機能検査 ばい煙検査、水質検査	施設の機能を維持するために設備を保全する他、定期的に点検、機 能検査並びにばい煙及び水質の検査を行う。
十六	-	記録の保存	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、 三年間保存する。